

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて、
家計が急変した世帯の学生に対する令和3年度前期分授業料免除の措置について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、家計が急変し、授業料の納付が困難な学生に対し、緊急支援措置として令和3年度前期授業料の免除申請を受け付けることとなりましたので、お知らせします。希望する学生は**以下の内容をよく確認し**、申請してください。基準を満たした学生に対して、半額又は全額の授業料免除措置をいたします。ただし、予算が限られているため、基準を満たしても全ての学生に対して措置できるものではありません。

修学支援制度に申請（採用）済みの場合は、新制度による支援との差額分が免除対象となります。

以下の【基準】に該当する場合は、従来の免除制度（学部生については経過措置制度）の一次申請（ユニパを使用した Web 申請）を申請してください。その上で、6月の二次申請時に通常の提出書類に加えて、以下の【必要書類】も提出してください。

1. 【対象者】

全学生（非正規生を除く）

※2019年または2020年の所得証明書が提出できる者

2. 【申請期間】

◆一次申請：令和3年4月2日～4月12日（ユニパ申請）[画面イメージ](#)

◆二次申請：令和3年6月1日～6月22日（書類提出）

※詳細は授業料免除等申請のしおりを確認（窓口にて配布又は郵送請求）

3. 【基準】

以下の（1）、（2）のいずれかに該当し、**かつ事由発生後の世帯全体の所得が本学の授業料免除制度における基準（収入及び学力）を満たすこと。**

- （1）新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援制度に申込み、受給証明書が提出できること。
- （2）新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の事由発生後の主たる生計維持者の所得が2019年または2020年の所得と比較し1/2以下となっていること。（直近3ヶ月分を4倍したものと比較）

※家計急変の事由について、新型コロナウイルスの影響でない場合や、定年退職等の非自発的失業でない場合は該当しませんので、家計急変の事由についてはよく確認してください。

4. 【必要書類】

- ① (必須). 授業料免除等申請のしおりの「[二次申請 提出書類](#)」に記載のある書類
- ② (必須). 影響を受けた生計維持者の直近3ヶ月分(2021年1月~3月)の給与明細等, 所得がわかる書類の写し
- ③ (必須). 影響を受けた生計維持者の, 影響を受ける前(2019年または2020年)の年間の収入が分かる所得証明書(市区町村の役場で発行したもの)
- ④ (該当者のみ). 公的支援の受給証明書 ([公的支援の例はこちら](#))

※所得が影響を受ける前と比較して1/2以下でない場合は必須

5. 【結果通知】

8月上旬~中旬頃

※修学支援制度や従来の免除制度にも申請している学生は, それらの結果と合わせてユニパ及び郵送で通知します。

6. 【その他】

一次申請後に申請を「辞退」する場合は, 必ず学生支援チームに「辞退する旨」の連絡をしてください。

《学生支援チーム》

TEL : 059-231-9678

メール : menjyosyogaku@ab.mie-u.ac.jp